

非核三原則の堅持を求める意見書

高市政権は、安全保障関連3文書の改定に際し、非核三原則の見直しについても議論する方向で検討に入ったとの報道がありました。

核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則は、1971年に国会決議されて以降、歴代政権が国是として堅持してきたものです。それを、閣議決定のみで改定が可能な安全保障関連3文書の中で見直すとなれば、国会決議の非核三原則を内閣の決定だけで覆すこととなり、到底、国民の理解を得られないと考えます。

この非核三原則の見直しに関する報道に対し、長崎県知事は「被爆県として到底受け入れられるものではない」と述べ、広島県知事も「非核三原則は絶対に守るべきものだ」と述べており、非核三原則の堅持を求めていいます。また、日本原水爆被害者団体協議会は、抗議声明を発表し、「日本に核が持ち込まれ、核戦争の基地になることも核攻撃の標的になることも許すことができません」と訴え、日本政府に対し、「非核三原則を法制化すること、核兵器禁止条約への署名、批准すること、戦争を遂行した国として原爆被害者への償いをすること、核兵器も戦争もない人間社会にむけて世界の指導的役割を担うこと」を強く求めています。

非核平和宣言都市である枚方市の市議会としても、非核三原則の見直しは、看過できないものではありません。

よって、政府は、今後も非核三原則を堅持することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月19日

枚方市議会議長 田口敬規

〈提出先〉

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣